

株式会社演算工房製システム利用約款

Ver1.2(2025 年 9 月 16 日)

第 1 章総則

第 1 条(利用約款の目的と適用)

株式会社演算工房(以下「当社」という。)は、この利用約款(以下「本約款」という。)に基づき、本約款第 2 条に定義されるサービス(以下「本サービス」という。)を、同条に定義される契約者への提供について定めるものとします。

契約者は、本約款に同意した上で、当社より提供される本サービスを利用するものとします。

当社及び契約者は、本サービスを提供または利用するために、個別の利用契約(以下「個別契約」という。)を締結する場合があります、本約款は全ての個別契約に適用されるものとします。

本約款と個別契約の規定が異なる場合は、個別契約の規定が本約款に優先して適用されるものとします。

第 2 条(定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

本サービス：本約款に基づき当社が契約者に提供する、次号以下に定めるクラウド版サービス及びオンプレミス版サービスの総称をいいます。

クラウド版サービス：当社が管理する本サービス用設備等を用いて、インターネット経由で契約者に提供する別紙 1 所定のサービスをいいます。

オンプレミス版サービス：当社所定のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を、契約者が管理する契約者設備にインストールして利用する形態で提供する別紙 1 所定のサービスをいいます。

契約者：本約款への同意及び利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける法人、団体、組合及び個人等をいいます。

利用者：契約者に所属する従業員等の個人をいいます。

利用契約：本約款及び個別契約の総称をいいます。

契約者設備：本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備並びにその他の機器及びソフトウェアをいいます。

本サービス用設備：クラウド版サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備並びにその他の機器及びソフトウェアをいいます。

本サービス用設備等：本サービス用設備及びクラウド版サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。

「ユーザーID 及びパスワード」：契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。

認定利用者：当社が契約者の関連会社、取引先または契約者と本サービスを共同利用する第三者と認定し、本約款に基づき本サービスの利用を承諾した契約者及び利用者以外の者をいいます。

契約者等：契約者、利用者及び認定利用者をいいます。

生成データ：本サービスを利用して、当社システムで生成したデータをいいます。

利用統計データ：本サービスの利用状況、稼働状況、エラーログ等、本サービスの改善及び新サービスの開発のために当社が収集する、個人を特定できない統計的な技術情報をいいます。

アップロードデータ：契約者または契約者が指定するユーザーが、本サービスの利用に関連して当社の管理するサーバー等にアップロード、送信、保存、または入力した一切のデータ、情報、ファイル、記録等をいいます。これには、文書、画像、動画、音声、プログラム、ログ情報、メタデータその他の電磁的記録を含みますが、それらに限られません。

第3条(通知)

当社から契約者等への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面、本サービス内のお知らせ、または当社のホームページに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

前項の通知は、当社が電子メールを発信し、またはホームページ等へ掲載した時点をもって、その効力を生じるものとします。

第4条(本約款の変更)

当社は、民法第548条の4の規定に基づき、契約者の一般の利益に適合する場合、または社会情勢、経済事情の変動により本約款の変更が合理的である場合、本サービスの目的に反しない範囲で本約款の内容を変更できるものとします。

当社は、前項の定めに基づいて本約款の変更を行う場合は、変更後の利用約款の内容を、当社ウェブサイト上に表示する等の方法により契約者に周知するものとし、その周知の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から、変更後の利用約款が適用されるものとします。

当社は、前2項によらずに本約款の変更を行う場合は、変更後の利用約款の内容について契約者の同意を得るものとします。

第5条(権利義務譲渡の禁止)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に対し譲渡、貸与してはならないものとします。

第6条(合意管轄)

利用契約に関連して契約者と当社の間で生じた一切の紛争につき、京都地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条(準拠法)

利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 8 条(協議等)

利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合には、両当事者は誠意を持って協議の上解決することとします。

第 2 章利用契約の締結と変更

第 9 条(利用約款の遵守)

契約者は、本約款の内容を理解し、これを遵守することに同意した上で本サービスを利用するものとし、契約者等（利用者及び認定利用者を含む）全員が本約款を遵守することを保証します。

第 10 条(契約の成立と更新)

利用契約は、本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」という。）が、当社所定の見積りまたはサービスプランに基づき、当社所定の方法（注文書の発行等）により利用の申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。

申込者は、前項の申込みを行った時点で、本利用約款の全条項に同意したものとみなします。

当社は、第 1 項の申込みを受領した場合でも、申込内容の審査を行い、申込者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当該申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は申込者に対し、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

- a. 申込内容に虚偽の記載があった場合
- b. 過去に当社との契約に違反したことがある場合
- c. 申込者が利用約款に定める義務を怠るおそれがある場合
- d. 反社会的勢力等（第 39 条に定義）である、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- e. その他、当社が利用者として不適当と判断した場合

利用契約の有効期間は個別契約に定めるものとし、期間満了までに契約者または当社のいずれからも契約終了の意思表示がない限り、利用契約は同一条件で自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第 11 条(契約者情報の変更)

契約者は、その商号、名称、本店所在地、住所、連絡先その他当社への届出情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更の届出を行うものとします。この届出を怠ったことにより契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

第 12 条(認定利用者による利用)

契約者は、当社が予め承諾した場合、認定利用者に本サービスを利用させることができます。この場合、契約者は、認定利用者による利用を契約者の利用とみなし、その行為の一切について連帯して責任を負うものとします。

第3章 サービス提供の共通条件

第13条(サービスの開始日と利用期間)

本サービスの利用期間の起算日となるサービス開始日は、本サービスの提供形態に応じ、以下の各号に定めるとおりとします。

クラウド版サービスの場合：当社が契約者に対し、本サービスを利用するための「ユーザーID 及びパスワード」を当社所定の方法により発行した日。

オンプレミス版サービスの場合：個別契約に別途定める場合を除き、当社が本ソフトウェアの納品作業を完了し、当社所定の納品書または作業完了報告書を発行した日。

本サービスの利用期間は、個別契約またはサービスプランに定める通りとします。

第14条(サービスの種類と内容)

当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙1に定めるとおりとします。

第15条(知的財産権)

本サービス及び本ソフトウェアに関する著作権、特許権、その他一切の知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾している正当な権利者に帰属します。本利用契約は、契約者に対し、これらの知的財産権の移転を認めるものではなく、本約款に定める範囲での使用を許諾するものです。

第16条(再委託)

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、本約款における当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 クラウド版サービス特則

第17条(本章の適用)

本章の規定は、契約者がクラウド版サービスを利用する場合にのみ適用されるものとします。

第18条(クラウド版サービスの一時的な中断・停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、自らの判断でクラウド版サービスの提供を中断、制限する措置を取ることができます。

- a. 本サービス用設備等の故障により緊急的に保守を行う場合
- b. 本サービス用設備の保守・工事等、運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- c. 天災地変、戦争、暴動、その他不可抗力によりクラウド版サービスの提供が困難な場合
- d. その他、当社がクラウド版サービスの運用上、中断が必要と判断した場合

当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、クラウド版サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

当社は、本条に基づくクラウド版サービスの提供中断により契約者または第三者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 19 条(アプリケーションサービスレベル)

当社は、クラウド版サービスについて、努力目標として別途当社が定めるサービスのレベル（以下「サービスレベル指標」）を維持するよう商業的に合理的な努力を払います。

サービスレベル指標は、当社の努力目標を定めたものであり、これを達成できなかった場合でも、当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

第 20 条(クラウド版サービスにおけるデータの取扱い)

当社は、クラウド版サービスの運用上、契約者が提供・伝送したデータ等の容量が当社所定の基準を超過した場合、契約者に通知の上、当該データを削除できるものとします。

利用契約が終了した場合、当社は、契約者に帰属するデータ（アップロードデータ等）を、当社所定の期間保管した後、消去するものとします。契約者は、契約終了までに必要なデータのバックアップを自己の責任で行うものとします。

第 5 章 オンプレミス版サービス特則

第 21 条(本章の適用)

本章の規定は、契約者がオンプレミス版サービスを利用する場合にのみ適用されるものとします。

第 22 条(使用許諾)

当社は、契約者に対し、利用契約で定める条件に従い、本ソフトウェアを契約者設備において使用するための、非独占的かつ譲渡不能な使用权（ライセンス）を許諾します。

契約者は、許諾された範囲を超えて本ソフトウェアを使用、複製、改変、または第三者に再許諾することはできません。

第 23 条(契約者設備の維持管理)

契約者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な契約者設備を、当社が定める推奨環境に従い維持管理するものとします。当社からレンタル提供された機器（以下「レンタル機器」という。）を除く契約者設備に起因して本サービスが正常に動作しない場合、当社はその責任を負いません。

当社が個別契約に基づき、契約者にレンタル機器を提供する場合、当社は、当該レンタル機器が契約期間中、正常に動作することを保証します。レンタル機器に当社の責めに帰すべき事由による故障または不具合が生じた場合には、当社の責任において修理または交換を行います。ただし、契約者の故意、過失、または本約款に違反した使用によって生じた故障または不具合については、この限りではありません。

第 6 章 契約者の義務

第 24 条(自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用及びその結果について一切の責任を負うものとします。

契約者は、本サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合、または第三者からクレームを受けた場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。

契約者は、その故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対し当該損害を賠償するものとします。

第 25 条(「ユーザーID 及びパスワード」の管理)

契約者は、「ユーザーID 及びパスワード」を第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとし、これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害の責任は契約者が負うものとします。登録された「ユーザーID 及びパスワード」による本サービスの利用は、すべて契約者による利用とみなします。

第 26 条(禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行ってはなりません。

当社または第三者の知的財産権、プライバシー、名誉その他の権利を侵害する行為

法令または公序良俗に反する行為

本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルする行為

本サービス用設備または第三者の設備に過大な負荷をかける行為

ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為

その他、当社が不適切と判断する行為

第 7 章当社の義務及び責任

第 27 条(善管注意義務)

当社は、本サービスの提供期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第 28 条(無保証)

当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・正確性・有用性を有すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

契約者は、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、自らの責任でバックアップを保存するものとし、当社はデータ等の保管、保存、バックアップ等について一切責任を負いません。

第 29 条(損害賠償の制限)

本サービスに関連して、当社の責に帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社が負う損害賠償責任の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、その賠償額は該当システムにおける過去 6 ヶ月分に相当する額を上限とします。

いかなる場合においても、当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、間接

損害、逸失利益について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第 30 条(免責)

当社は、次の各号に掲げる事由により契約者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

天災地変、戦争、暴動等の不可抗力

契約者設備の障害、または契約者のインターネット接続環境の不具合

善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、第三者による不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入

刑事訴訟法等の法令に基づく強制的な処分

その他当社の責に帰すべからざる事由

第 8 章秘密情報及び個人情報等

第 31 条(秘密情報の取扱い)

契約者及び当社は、相手方より提供を受けた技術上・営業上の情報のうち、相手方が書面で秘密である旨を指定した情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩しないものとします。

本条の規定は、利用契約終了後、3 年間有効に存続するものとします。

第 32 条(個人情報の取扱い)

当社は、個人情報を当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うものとし、契約者はこれに同意します。

第 33 条（本サービスにおけるデータの取扱い）

1. 本サービスには、契約者がデータを当社サーバーにアップロードし、当社サーバー上で当該データが処理される機能が含まれる場合があります。
2. お客様が本サービスにアップロードされたデータ（文書、画像など）に関する知的財産権は、すべてお客様に帰属します。
3. 契約者は、当社に対し、前項のアップロードデータを、本サービスの安定稼働、品質改善、及び利便性を向上させる新機能の開発を目的として、必要な範囲で利用（複製、改変、二次的著作物の作成等）するための、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能なライセンスを許諾するものとします。ただし、当社が本サービスの改善及び新機能の開発を目的としてアップロードデータを利用する際は、特定の契約者を識別できないよう統計的に処理された情報、または匿名化された情報のみを利用するものとします。

第 34 条（サービスの品質向上等のための情報収集）

1. 本サービスは、お客様へのより良いサービス提供と、その開発・改善を目的として、本サービスの利用動向に関する統計情報（個人を特定できない技術情報）を自動的に収集し、当社サーバーへ送信する機能を有します。

2. 当社は、収集した情報を、前項に定める目的の範囲内でのみ利用するものとします。
3. 契約者は、本機能の利用を希望しない場合、当社所定の方法により、いつでも本機能を無効化（オプトアウト）することができます。ただし、本機能を無効化した場合、一部のサポートサービスの提供が制限されることがあります。
4. 当社が収集した、個人を特定できない統計情報に関する一切の権利は、当社に帰属するものとします。

第9章 契約の解除等

第35条 (契約者からの解約)

契約者は、最低利用期間中、自己の都合により利用契約を解約することはできません。

第36条 (当社からの解除)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに利用契約を解除することができます。

本約款の条項に違反し、当社による是正の催告後、相当期間内に是正されないとき
支払停止または支払不能の状態に陥ったとき、その他信用状態に重大な不安が生じたとき
差押え、仮差押え、または破産手続開始等の申立てがあったとき
その他、利用契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

第37条 (契約終了後の処理)

利用契約が終了した場合、契約者は、オンプレミス版サービスで利用していた本ソフトウェアを速やかに消去し、当社から提供を受けた資料等を返還するものとします。

第10章 その他

第38条 (反社会的勢力の排除)

当社及び契約者は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。

暴力的な要求行為

法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

その他前各号に準ずる行為

当社及び契約者は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

当社及び契約者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

別紙 1. サービスの種類、内容、サポート

本サービスの種類及び内容

(1) クラウド版サービス

当社が管理するサーバー上で、データ生成・可視化し、計測・管理・ダウンロード等の機能を提供するクラウドサービス。

(2) オンプレミス版サービス

上記(1)と同様の機能を有する本ソフトウェアを、当社レンタル設備及び契約者設備にインストールして提供するサービス。

(3) 付随サービス

上記に付随する、アプリケーション、サポートサービス、コンサルティングサービス、ハードウェアのレンタルサービス等。

サポートサービス

当社が提供するサポートサービスの内容は以下の通りとします。

- (1) クラウド版及びオンプレミス版共通：本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言。
- (2) クラウド版：クラウド版サービスの障害復旧に関する助言。
- (3) オンプレミス版：本ソフトウェアの不具合（瑕疵）の修正。

連絡先及びサービス時間は別途当社が定めるものとします。

当社営業時間：9:00~18:00※土日祝日、年末年始、当社所定の休暇を除く。